



Q 1 支援金は誰が受け取れますか？

A 1 次のすべてに該当する方が対象です。

- ① 井戸水等（井戸水・谷山・山水など）を利用していること。
- ② 山口市との水道契約がなく、水道利用に係る基本料金減免の対象となっていない（または対象外である）こと。
- ③ 山口市に住んでいる方、または市内で事業活動や地域活動等を行う事業者・団体（自治会・NPO 法人等）であること。

Q 2 4世帯で1つの井戸を共同利用しています。申請はどうすればよいですか？

A 2 利用者の中から代表者を決めて、その代表者が申請してください。支援金については、1つの井戸につき5,000円となるので、4世帯で利用されていても5,000円です。

Q 3 空き家などで利用していない井戸でも支援金を受け取ることができますか？

A 3 できません。この支援金は、物価高騰の影響を受けている市民や事業者、団体の経済的負担を軽減することを目的としているため、利用されていない井戸は対象外となります。

Q 4 同一住所に複数の世帯がいます。複数申請できますか？

A 4 できません。原則として、1住所につき1件、1回限りです。ただし、同一住所（敷地）に複数の建物があり、それらの建物の水源（井戸等）が独立している場合は複数申請が可能です。

Q 5 支援金はいつ受け取れますか？

A 5 申請受付後、審査を経て、おおむね1か月程度で指定口座へ振り込みます。審査状況等により振込が遅れる場合があります。